

既存施設（ネイチャーセンター、霞浦の湯、レストハウス水郷）における工事区分等の考え方

施設区分	実施内容		対象箇所	実施方法
公募対象公園施設として活用する場合	本体改修工事 （躯体、共用設備）		躯体、建物の外装・外壁、共用トイレ、廊下 要求水準書に示す既存設備等の修繕 等	DB工事として実施
	専用設備、その他		建築間仕切り、電気・給排水・空調・防水防災設備 内装、什器備品、照明器具、電話・インターネットの配線工事 等	事業者負担で実施
	管理運営		—	事業者の独立採算で運営
特定公園施設として活用する場合	本体改修工事 （躯体、共用設備）		躯体、建物の外装・外壁、共用トイレ、廊下 要求水準書に示す既存設備等の修繕 等	DB工事として実施
	専用設備、その他		建築間仕切り、電気・給排水・空調・防水防災設備 便益施設部分の内装、什器備品、照明器具、電話・インターネットの配線工事 等	特定公園施設工事として実施
	管理運営		—	指定管理業務で運営
同施設内に公募対象公園施設・特定公園施設を併設する場合	本体改修工事 （躯体、共用設備）		躯体、建物の外装・外壁、共用トイレ、廊下 要求水準書に示す既存設備等の修繕 特定公園施設部分と公募対象公園施設部分間の建築間仕切り 等	DB工事として実施
	専用設備、その他	公募対象公園施設部分	公募対象公園施設内の建築間仕切り、電気・給排水・空調・防水防災設備 内装、什器備品、照明器具、電話・インターネットの配線工事	事業者負担で実施
		特定公園施設部分	特定公園施設内の建築間仕切り、電気・給排水・空調・防水防災設備 内装、什器備品、照明器具、電話・インターネットの配線工事 等	特定公園施設工事として実施
	管理運営	公募対象公園施設部分	—	事業者の独立採算で運営
		特定公園施設部分	—	指定管理業務で運営

※本資料で示す工事区分はあくまでも概要であり、工事区分の詳細については、設計段階で本市と事業者の協議により決定するものとする。